

# 仕様書

## 1 件名

平成 29 年度福島県交流拡大版ハンズオン支援事業

## 2 事業の目的

本事業は、民間事業者のノウハウを活用しながら、新たなインバウンド向けコンテンツの開発等を行い、交流人口の拡大につなげることで、福島県の復興・創生に取り組むものである。

## 3 業務内容 ※具体的な業務内容は、個別の事業による。

### ①意欲的な地域の選定

ヒアリング等を通じて、外国人旅行者の誘客に積極的に取り組む意欲のある地方公共団体、観光協会、DMO 等を選定すること。

### ②専門家の派遣

意欲的な地域や主体等に対し、旅行会社のバイヤー等の専門家を派遣し、インバウンド向けのコンテンツ開発等を支援すること。（なお、地域への専門家の派遣は、同一の地域で事業期間内に複数回実施し、継続的に地域の支援を行う。）

### ③旅行会社をはじめとした民間事業者等とのネットワークの創出

取組の継続や自立的な取組の拡大につなげるため、旅行会社をはじめとした民間事業者等を取組を紹介するなど、地域や主体等と民間事業者等とのネットワークを創出すること。

### ④プロモーションの実施

必要に応じて国内外でプロモーションを実施すること。

### ⑤情報発信への協力

本事業での取組の内容、状況、結果等について、復興庁福島復興局が国内外に情報発信するために必要な資料の提供、ヒアリングやメディアからの取材対応等に協力すること。

### ⑥報告書の作成

①～⑤の実施を踏まえ、取組内容の効果の検証等に関する報告書を事業終了前に作成すること。

### ⑦進捗状況の報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を定期的に報告すること等により、復興庁福島復興局と緊密に連絡を取ること。（事業期間中、少なくとも月 1 回以上は進捗を報告すること。）

## 4 履行期限

平成 30 年 3 月 30 日を履行期限とする。

## 5 成果物

(1) 事業報告書（紙媒体 13 部及び電子媒体 1 部（CD-R 又は DVD-R ディスク）

(例) 事業化や実証事業に係る分析・検証結果 等

※ 報告書には、最低限次の要素を含めることとする。

- ・ 実施した取組の目的
- ・ 実施した取組の内容
- ・ 実施体制（体制・役割分担）
- ・ 実施スケジュール（実績）
- ・ 今年度の取組成果や活動を踏まえた課題、改善点
- ・ 今後の活動見込み

※ 当庁は本報告書の一部または全部をホームページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

## **6 業務体制・進行方法**

### **(1) 全体スケジュール**

- ① 請負者は、事業開始後一定期間が経過した時点で取組の進捗状況を報告すること（報告の日時、場所、回数及び報告様式等は別途指示）。
- ② 請負者は、平成30年3月30日（金）までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- ③ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告するとともに、対応策を提示すること。

### **(2) 業務の実施体制**

- ① 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- ② 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ③ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- ④ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

### **(3) 業務の再委託について**

- ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。

- ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

## **7 その他特記事項**

### **(1) 全般**

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。
- ② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

### **(2) 瑕疵担保責任について**

- ① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。
- ② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

### **(3) 守秘義務**

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを復興庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

### **(4) 著作権等の取り扱い**

- ① 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物の著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、当庁が保持するものとする。

ただし、次の（ア）、（イ）について、いずれも遵守することについて請負者から書面で届け出があり、当庁が了承した場合には、当庁は譲り受けないものとする。

（ア）請負者は、当庁が本事業に係る著作権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該著作権を実施する権利を当庁に許諾する。

（イ）請負者は、当該著作権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該著作権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、当庁が著作権の利用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該著作権を実施する権利を第三者に許諾する。

② 成果物及び本契約を履行するにあたり制作した著作物に含まれる請負者又は第三者が本事業以前に権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

以 上